

今年度分の
受付は
2月末まで

生垣づくり助成事業のご案内

生け垣は、美しい街並みを形成するだけでなく、防風・防火・大気の浄化にも役立ちます。またブロック塀などと異なり、地震の際の倒壊の危険性も軽減できます。仙台市では、生け垣をつくらうとする皆様に「生垣づくり助成事業」を行っておりますので、ぜひこの制度をご活用下さい。

助成対象

本市の市街化区域内、東日本大震災による津波浸水区域、本市東部地域防災集団移転促進事業による集団移転先のうち地区計画の定められた区域のいずれかに存する住宅、事業所、駐車場の敷地において行う次の事業で、申請を行う年度内に完了が見込まれるもの。既に設置した生け垣については助成対象となりませんのでご注意ください。

- 1.道路*から視認でき、かつ道路境界線から奥行き10メートル以内の場所に生け垣を設置する事業
(隣接地との境界部は対象となりません。)
- 2.道路境界線から奥行き1メートル以内の場所にある高さ1メートル以上のブロック塀等を、生け垣設置のために撤去する事業
※道路とは、国道、県道、市道等の公道及び不特定多数の者が通行する私道です。

助成基準

- ①植栽延長5m以上 ②樹高0.6m以上 ③樹木の本数が延長1mあたり2本以上
- ④構造物の内側に生垣を設置する場合、構造物の高さが50cm以下
- ⑤フェンス等を併用する場合、道路から生垣が容易に見えること(遮へい率50%未満)。

助成額

助成金の額は、次によりそれぞれ算定して得た額の合計額です。千円未満の端数が生じたときは、切り捨てとなります。

- 1.生け垣の設置に要する費用(見積額)の2分の1の額と、植栽する樹木の本数に2500円を乗じた額を比較して、いずれか少ないほうの額が交付金額となります。ただし、その額が15万円を超える場合は上限15万円となります。生け垣の設置に要する費用とは、苗木・支柱等の材料購入費、土壌改良費、業者施工の場合の人件費、諸経費等です。植栽樹の柵工事費や併用するフェンスの設置費等は対象となりませんのでご注意ください。
- 2.助成対象の生け垣を植栽するため撤去するブロック塀等に関しては、塀面積1平方メートル当り4000円を限度として助成します。ただし、その額が15万円を超える場合は上限15万円となります。

受付

各区役所街並み形成課で毎年度2月末まで受付しています。内容審査のため、着手予定日の3週間前までに申請してください。申請書類等の審査は、生け垣をつくる場所の区役所街並み形成課で行います。当年度の予算の範囲内での助成となります。予算がなくなり次第、受付を終了いたしますので、早めにご相談ください。

申請書

申請書様式は、各区役所街並み形成課、宮城総合支所公園課、秋保総合支所建設課で配布しています。また、仙台市ホームページ「申請書ダウンロードサービス」でダウンロードすることもできます。

<http://www.city.sendai.jp/dl/b/d/ikegaki.html>

提出書類

- 申請時 ①生垣づくり助成金交付申請書【様式第1号の2】 ②事業費用見積書 ③事業計画図
④事業実施場所位置図 ⑤事業実施場所の写真 ⑥土地所有者の承諾書(自己所有地以外の場合のみ)
- 完了時 ①生垣づくり助成金事業完了報告書【様式第7号】 ②事業実施場所の写真(事業完了後)
③事業費用の支払領収書等の写し(助成対象部分の金額が明示されているもの)

〈 受付 〉 各区役所 街並み形成課

青葉区 ☎022-225-7211(代表) 宮城野区 ☎022-291-2111(代表)
若林区 ☎022-282-1111(代表) 太白区 ☎022-247-1111(代表)
泉区 ☎022-372-3111(代表)

〈お問合わせ〉 仙台市建設局百年の杜推進課 ☎022-214-8389(直通)

